# 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出日】 平成26年2月27日提出

【発行者名】 国際投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 吉松 文雄

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

【事務連絡者氏名】 井口 文雄

【電話番号】 03 (5221) 6110

【届出の対象とした募集(売出)内国投 フリー・ファイナンシャル・ファンド 資信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投 資信託受益証券の金額】 上限20兆円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

### 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年8月29日付をもって提出した有価証券届出書(平成25年12月26日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済みです。)の記載事項のうち、有価証券報告書の提出等に伴う訂正事項がありますので、これの訂正を行うものです。

# 2【訂正の内容】

有価証券報告書の提出に伴い「第二部 ファンド情報」および「第三部 委託会社等の情報 第 1 委託会 社等の概況ないし第 2 その他の関係法人の概況」について以下の通り全文を訂正いたします。

<訂 正 後>

# 第二部【ファンド情報】

# 第1【ファンドの状況】

### 1【ファンドの性格】

# (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

国内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーへの投資により、安定した収益の確保を目指して 安定運用を行います。

信託金の限度額

2兆円です。

\* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

### 基本的性格

一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

### 商品分類表

1-3 HH 23 XX.FC					
単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)			
単位型投信	国内	株 式			
	海外	不動産投信			
追加型投信	<b></b>	その他資産			
	内 外	資産複合			

\_\_\_\_\_ (注)該当する商品分類を網掛け表示しています。

# 該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産		
	とともに運用されるファンドをいう。		
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質		
	的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。		
債 券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質		
	的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。		

### 属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域
株式	年1回	グローバル
一般   大型株	年2回	日本
中小型株	<b>5</b> 4 5	北米
債券	年4回	区欠州
<u> </u> 一般  公債	年6回(隔月)	アジア
社債	年12回(毎月)	オセアニア
その他債券 クレジット属性(高格付債)	日々	中南米
		アフリカ
その他資産	その他	中近東(中東)
   資産複合 		エマージング

(注)該当する属性区分を網掛け表示しています。

### 該当する属性区分の定義について

債券(一般)	公債*1、社債*2、その他債券*3属性にあてはまらない全てのものをい
	う。
クレジット属性	目論見書又は投資信託約款において、「発行体」による区分のほか、特
(高格付債*4)	にクレジットに対して明確な記載があるものについては、併記すること
	もできる。
日々	目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるもの
	をいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の
	資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- \* 1 公債・・・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国 債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。)に主として 投資する旨の記載があるものをいう。
- \* 2 社債・・・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- \*3 その他債券・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として 投資する旨の記載があるものをいう。
- \* 4 高格付債・・・国際投信投資顧問株式会社の定義により、目論見書又は投資信託約款において、原則としてA格相当以上の債券を投資対象とする旨の記載のあるものをいう。

前記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp)より確認してください。

#### ファンドの特色



## 国内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とします。

- ◆元本の安定性に配慮した運用を行います。
- ◆ 金利変動への対応を図りながら、常時適正な流動性を保持するように配慮します。
  - ◆わが国の政府および日本銀行が発行、もしくは保証する資産以外の有価証券への投資にあたっては、原則として組入時において1社以上の信用格付業者等より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。
    - ① P-2格またはA-2格相当以上の短期信用格付
    - ② A-格またはA3格相当以上の長期信用格付
    - ③ 信用格付がない場合、委託会社が上記①、②と同等の信用力を有すると判断したもの
  - ◆投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間または取引期間が1年以内のものとします。
  - ◆ 外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの(為替リスクの生じないもの)に限ります。
  - ◆投資するわが国の政府および日本銀行が発行、もしくは保証する資産以外の有価証券は、組入時において、純資産総額に対し1発行体あたり原則10%を組入れの上限とします。
- ※資金動向や市況動向等によっては、特色1のような運用ができない場合があります。



# 毎日決算を行い、運用収益は原則として全額分配します。

- ◆値動きのある有価証券に投資を行いますので、収益分配金は運用の実績により変動します。 あらかじめ一定の成果をお約束するものではありません。
- ◆ 収益分配金は、税金を差引いた後、毎月の最終営業日に1ヵ月分まとめて自動的に無手数料で再投資されます。



### 購入・換金の申込みは、原則としていつでもできます。

#### 購入について

◆購入の申込みは100万円以上1円単位です。購入手数料はかかりません。 購入価額は購入日の前日の基準価額とします。購入日は、購入の申込受付日の翌営業日とします。

#### 換金について

- ◆換金の申込みは1□単位です。換金価額は、換金の申込受付日の翌営業日の前日の基準価額となります。 換金の申込受付日は、換金の申出日から起算して4営業日目とします。換金手数料はかかりません。
- ◆換金代金は、換金の申込受付日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の収益分配金を含めた額とします。
- ◆換金代金は、原則として換金の申出日から起算して5営業日目に、販売会社において、投資者(受益者) にお支払いします。

#### 例1 祝日・休日を伴わない場合



#### 例2 祝日・休日を伴う場合

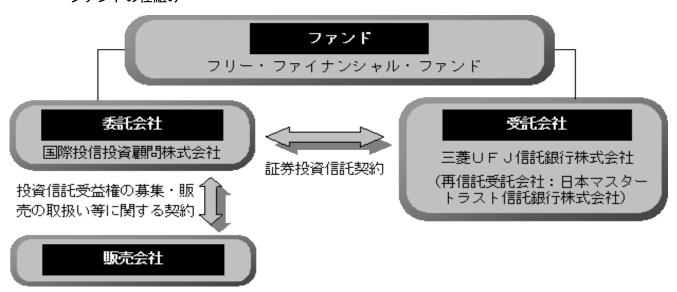


※信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の購入・換金の申込みには制限を設ける場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

平成19年6月18日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】 ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

- a.委託会社(国際投信投資顧問株式会社) ファンドの運用指図、運用報告書の作成等を行います。
- b. 受託会社(三菱UF」信託銀行株式会社、再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行 株式会社)

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

c . 販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約の概要

- a.証券投資信託契約(委託会社と受託会社との契約) 証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権 利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。
- b.投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約(委託会社と販売会社との契約) 受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金 の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

# 委託会社の概況

- a. 資本金(平成25年12月末現在) 26億8千万円
- b.沿革

昭和58年3月1日 国際投信委託株式会社設立

昭和59年12月12日 国際投資顧問株式会社設立

平成9年7月1日 両社の合併により国際投信投資顧問株式会社に商号変更

### c . 大株主の状況(平成25年12月末現在)

氏名または名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ証券ホールディ ングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号	7,161株	55.09%
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内一丁目 6番5号	1,400株	10.77%
株式会社三菱東京UFJ銀 行	東京都千代田区丸の内二丁目 7番1号	899株	6.91%

#### d . 金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第326号

### 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 基本方針

国内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーへの投資により、安定した収益の確保を目指して 安定運用を行います。

#### 投資態度

元本の安定性に配慮した運用を行うため、国内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心 に投資し、金利変動への対応を図りながら、常時適正な流動性を保持するように配慮します。

\* 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

国内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類(約款第16条)

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- a . 有価証券
- b.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、(5) 信託約款に 定める投資制限の および に定めるものに限ります。)に係る権利
- c . 約束手形
- d . 金銭債権

運用の指図範囲(約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主として、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- a . 国債証券
- b. 地方債証券
- c . 特別の法律により法人の発行する債券
- d.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予 約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債について の社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ 明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めが あるものを含みます。)に限ります。)
- e . コマーシャル・ペーパー
- f. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a. からe. の証券の性質を有するもの
- g.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

- h. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- i.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に限ります。)
- j.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に表示されるべきもの
- k . 外国の者に対する権利でj . の有価証券の性質を有するもの

なお、a.からd.までの証券およびf.の証券のうちa.からd.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、前記 の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- a . 預金
- b.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c . コール・ローン
- d . 手形割引市場において売買される手形
- e.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f . 外国の者に対する権利で e . の権利の性質を有するもの

特別な場合の金融商品による運用(約款第17条第3項)

前記 の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 のa.からf.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

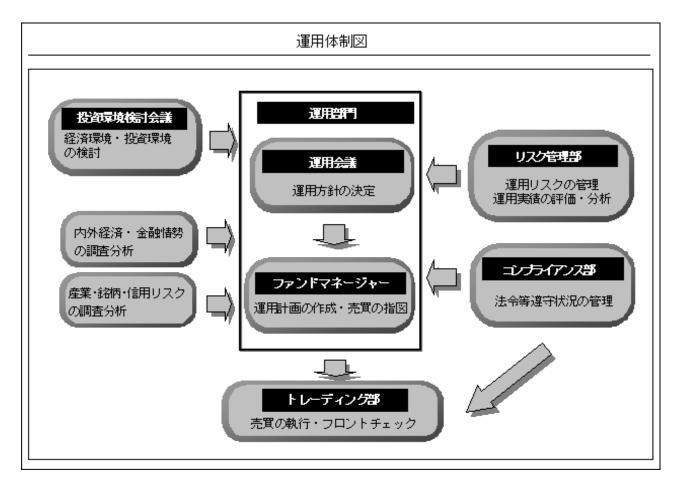
- a . 先物取引等
- b . スワップ取引

### (3)【運用体制】

ファンドの運用に関する主な会議および組織は次の通りです。(平成25年12月末現在)

会議	役割・機能					
投資環境検討会議	原則として月1回投資環境検討会議を開催し、経済環境等の長期的な					
	構造変化や中長期的な投資環境について検討を行います。					
運用会議	原則として月1回運用会議を開催し、運用方針ならびに収益分配金お					
	よび収益分配金の決定に関する方針等の決定を行います。					

組織	役割・機能
運用部門(ファンドマネージャー)	ファンドマネージャーは運用会議にて運用方針が承認された後、運用計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。



#### 参考

ファンドの運用は、運用部門の債券運用部が担当し、ファンドマネージャー4名で運用を行い、トレーディング部、リスク管理部、コンプライアンス部においては総勢30名程度で上記業務に当たっております。

運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

委託会社は、「組織規程」において、ファンドの運用方針等を決定する機関として運用会議をおくなどの運用体制を定めています。ファンドマネージャー(運用担当者)の適正な行動基準の確立のために「運用担当者規則」を定めています。

関係法人に関する管理体制は次の通りです。

委託会社は、受託会社より年1回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手し、その内容の確認を行っています。

(注)組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

### (4)【分配方針】

収益分配方針

毎日決算を行い、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を収益分配金に充当します。 収益分配金の交付

収益分配金は毎月1回、1ヵ月分(前月の最終営業日(この信託の契約締結日を含む月については契約締結日)から当月の最終営業日の前日までの期間に係る収益分配金の合計金額)をまとめて、最終営業日に収益分配金に対する税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

(注)再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益の分配方式

毎計算期間の末日における収益分配前の信託財産の純資産総額が当該元本の額(1万口当たり1万円とします。以下同じ。)を超過する額は、その全額を収益分配金として計上します。

### (5)【投資制限】

信託約款に定める投資制限

外貨建資産への投資割合(約款 運用の基本方針3.投資制限(1))

外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの ( 為替リス クの生じないもの ) に限るものとし、投資割合には制限を設けません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第20条)

- a.委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)
  - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b.委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
  - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に 信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券 ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融 商品運用額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る 外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

(c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の5%を上回らない範囲内とします。

### スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第21条)

- a.委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間 を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものにつ いてはこの限りではありません。
- c.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

# 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第22条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

### 公社債の借入れ(約款第23条)

- a.委託会社は、資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b.借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします
- c.信託財産の一部解約等の事由により、借入れに係る公社債の時価総額が、信託財産の純資産 総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れ た公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第24条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(約款第25条)

国際投信投資顧問株式会社(E12428)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

委託会社は、円貨で約定し、円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された有価証券が、円貨での決済が困難になる事態が発生した場合に限り、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。ただし、この場合においては、可能な限り速やかに当該外貨建資産を売却することとします。

### 資金の借入れ(約款第33条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b.一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 資金借入総額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内の額とします。
- e.借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 法令等による投資制限

デリバティブ取引 (金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

#### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

ファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。

(主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。)

基準価額は、組入有価証券等の値動等により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。

したがって、投資信託は預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

#### 金利変動リスク

ファンドの主要投資対象である公社債等の価格は、一般的に金利が上昇した場合には下落し、ファンドの基準価額の下落要因となります。

#### 信用リスク

投資している有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

#### 市場リスク

投資対象国の景気、経済、社会情勢等により市況全体が下落した場合には、その影響を受けることがあります。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

カウンターパーティー・リスク(取引相手先の決済不履行リスク)

証券取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

### その他の主な留意点

- a.信託契約締結日から3年目を経過した日以降に受益権の総口数が30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

#### (2)投資リスクに対する管理体制

委託会社では、運用部門から独立した部門において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

### トレーディング部

株式、公社債等の売買執行および発注に伴うフロントチェックを行います。

### コンプライアンス部

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、 必要に応じて改善の指導を行います。

# リスク管理部

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

### 内部監査部

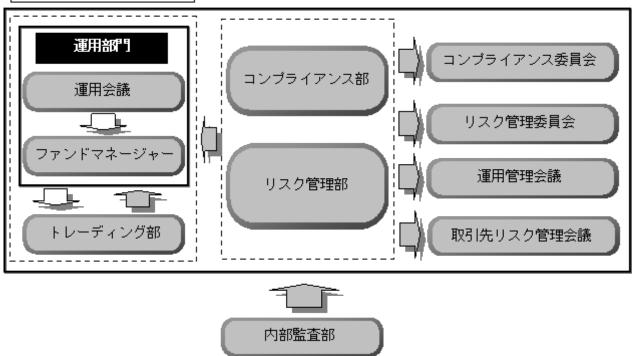
訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について 評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

この他に、投資リスク管理に関して、以下の会議体を設けています。

- \* コンプライアンス委員会(原則、毎月開催)において、信託財産の運用に係る法令等遵守状況、 その他コンプライアンス上、重要な個別案件に関する審議、改善策等の検討を行っています。
- \* リスク管理委員会(原則、毎月開催)において、信託財産の運用に係る運用リスク等に関する審議、改善策の検討を行っています。
- \* 運用管理会議(原則、毎月開催)において、原則として、全ファンドの運用実績の状況を報告するとともに、必要に応じて特定のファンドに対する詳細な分析を実施し、必要な改善策等の提言を行っています。
- \* 取引先リスク管理会議(原則、四半期毎に開催)において、信託財産の運用に係る運用リスクの うち、取引相手先の決済不履行リスク(カウンターパーティー・リスク)に関する管理方針等の 検討を行っています。

# 委託会社のリスク管理体制図



\* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

### 4【手数料等及び税金】

- (1)【申込手数料】 かかりません。
- (2)【換金(解約)手数料】 かかりません。

### (3)【信託報酬等】

a.信託報酬の総額は、信託元本の額に、年0.7%以内の率で次に掲げる率(以下「信託報酬率」 といいます。)を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。

計算日の信託報酬控除前の運用収益率	信託報酬率
年7%超の場合	年0.7%以内
年2%超7%以下の場合	運用収益率×10%以内の率
年1%超2%以下の場合	年0.2%以内
年1%以下の場合	運用収益率×20%以内の率

計算日の信託報酬控除前の運用収益率とは、収益等(繰越利益金を除きます。)の合計額から経費等(信託報酬を除きます。)の合計額を控除した金額を、計算日における信託元本の額で除して得た率を年率換算したものをいいます。

- b.ただし、当該運用収益率がマイナスの場合の信託報酬率は零とします。
- c.信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の平成25年12月末現在の支払先および配分は、以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
信託報酬率に	信託報酬率に	信託報酬率に
20.0%を乗じた率	73.2%を乗じた率	6.8%を乗じた率

平成26年4月1日以降の支払先および配分は、以下の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社		
信託報酬率に	信託報酬率に	信託報酬率に		
17.9%を乗じた率	75.3%を乗じた率	6.8%を乗じた率		

販売会社の配分率には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額を含みます。

### (4)【その他の手数料等】

### 信託事務の諸費用

- a.信託財産に関する租税、監査費用(消費税等相当額を含みます。)等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- b.信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期末に、信託元本の額に一定率(年0.000525%\*(税抜0.000500%))を乗じて得た額とし、毎月の最終営業日(委託会社の営業日をいいます。以下同じ。)または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
  - \* 消費税率に応じて税込の料率は変更となります。(消費税率が8%になった場合は、年 0.000540%となります。)

### 売買・保管等に要する費用

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

#### 資金の借入れ

一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支針します。

- \* 売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。
- (注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載する ことはできません。

#### (5)【課税上の取扱い】

ファンドの課税上の取扱いは、公社債投資信託となります。

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する平成25年12月末現在における課税については、以下のような取扱いとなります。ただし、税制等が改正された場合等は、変更になる場合があります。

#### 個人の受益者に対する課税

- a.個人の受益者が支払いを受ける収益分配金および元本超過額については、20.315%\*(所得税 15.315%\* 地方税5.000%)の税率による源泉分離課税が行われます。
  - \* 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの税率には、復興特別所得税が含まれています。

### b.マル優制度の利用

少額貯蓄非課税制度(マル優制度)を利用する受益者は、非課税となります。

マル優制度利用の場合、一人当たり元本350万円(既に利用している場合は、その金額を差引いた額)までについて、解約金、収益分配金および償還金に対する課税は行われません。 (ただし、販売会社により利用できない場合があります。)

\* マル優制度は平成18年1月に障害者などに対する少額貯蓄非課税制度に改組されました。

### 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金および元本超過額については、20.315%\*(所得税 15.315%\* 地方税5.000%)の税率で源泉徴収されます。

\* 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの税率には、復興特別所得税が含まれています。

換金時は、換金に係る受益権に帰属する再投資前の収益分配金に対して課税が行われます。 また、償還時は、償還金の元本超過額および償還に係る受益権に帰属する収益分配金に対して課 税が行われます。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

# 5【運用状況】

# (1)【投資状況】

(平成25年12月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
コマーシャル・ペーパー	日本	8,999,453,079	6.26
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		134,688,412,534	93.74
合計 (純資産総額)		143,687,865,613	100.00

<sup>(</sup>注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

# (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(全銘柄)

(平成25年12月31日現在)

_											
順			5 YA	***	帳簿価額		評価額		利率	/学、黑 廿 7日	投資 比率
位	位地域	種類	銘柄名	券面総額	単価 (円)	金額(円)	単価 (円)	金額(円)	(%)	償還期限	(%)
1	日本	コマー シャル ペーパー	三菱UFJリース	5,000,000,000	'	4,999,704,125	'	4,999,704,125	,	1	3.47
2	日本	コマー シャル ペーパー	J X ホールディングス	2,000,000,000	1	1,999,788,844	1	1,999,788,844	•	1	1.39
3	日本	コマー シャル ペーパー	ユニーグループ・ホール ディングス	1,000,000,000	1	999,980,247	1	999,980,247	•	ı	0.69
4	日本		ユニーグループ・ホール ディングス	1,000,000,000	-	999,979,863	-	999,979,863	1	-	0.69

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

# 種類別投資比率

(平成25年12月31日現在)

国内 / 外国	種類	投資比率(%)
国内	コマーシャル・ペーパー	6.26
合計		6.26

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

### 【純資産の推移】

平成25年12月31日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円)		基準価	額(円)
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間 (平成19年11月30日)	17,631	17,671	10,000	10,022
第2特定期間 (平成20年 5月31日)	26,384	26,452	10,000	10,026
第3特定期間 (平成20年11月30日)	37,192	37,291	10,000	10,027
第4特定期間 (平成21年 5月31日)	44,310	44,363	10,000	10,012
第5特定期間 (平成21年11月30日)	42,166	42,189	10,000	10,006
第6特定期間 (平成22年 5月31日)	60,259	60,287	10,000	10,005
第7特定期間 (平成22年11月30日)	45,122	45,143	10,000	10,005
第8特定期間 (平成23年 5月31日)	59,526	59,553	10,000	10,005
第9特定期間 (平成23年11月30日)	45,490	45,509	10,000	10,004
第10特定期間 (平成24年 5月31日)	49,755	49,776	10,000	10,004
第11特定期間(平成24年11月30日)	46,834	46,854	10,000	10,004
第12特定期間 (平成25年 5月31日)	106,767	106,811	10,000	10,004
第13特定期間(平成25年11月30日)	136,840	136,893	10,000	10,004
平成24年12月末日	49,500		10,000	
平成25年 1月末日	53,917		10,000	
2月末日	57,012		10,000	
3月末日	93,964		10,000	
4月末日	112,730		10,000	
5月末日	106,767		10,000	
6月末日	122,076		10,000	
7月末日	131,735		10,000	
8月末日	136,239		10,000	
9月末日	146,479		10,000	
10月末日	141,714		10,000	
11月末日	136,840		10,000	
12月末日	143,687		10,000	

<sup>(</sup>注1)分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間(6ヵ月毎)に支払われた1口当たりの分配付基準価額を乗じて算出しております。

<sup>(</sup>注2)基準価額は1単位(1万口)当たりの純資産総額です。

# 【分配の推移】

計算期間	1万口当たりの分配金(円)
自 平成19年 6月18日 至 平成19年11月30日	22.449
自 平成19年12月 1日 至 平成20年 5月31日	25.693
自 平成20年 6月 1日 至 平成20年11月30日	26.508
自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日	12.078
自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日	5.645
自 平成21年12月 1日 至 平成22年 5月31日	4.694
自 平成22年 6月 1日 至 平成22年11月30日	4.628
自 平成22年12月 1日 至 平成23年 5月31日	4.522
自 平成23年 6月 1日 至 平成23年11月30日	4.221
自 平成23年12月 1日 至 平成24年 5月31日	4.206
自 平成24年 6月 1日 至 平成24年11月30日	4.210
自 平成24年12月 1日 至 平成25年 5月31日	4.160
自 平成25年 6月 1日 至 平成25年11月30日	3.846
	自 平成19年 6月18日 平成19年11月30日 自 平成19年12月 1日 平成20年 5月31日 自 平成20年 6月 1日 平成20年11月30日 自 平成21年 6月 1日 平成21年1月30日 自 平成22年 6月 1日 平成22年 6月 1日 平成22年11月30日 自 平成22年12月 1日 平成23年 5月31日 自 平成23年 6月 1日 平成23年 1月30日 自 平成23年1月30日 自 平成23年1月30日 自 平成23年1月30日 自 平成24年 6月 1日 平成24年 5月31日 自 平成24年 6月 1日 平成25年 5月31日 自 平成25年 6月 1日 平成25年 6月 1日

# 【収益率の推移】

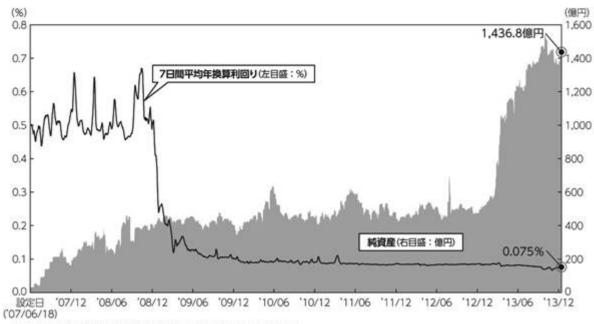
	計算期間	収益率(%)
第1特定期間	自 平成19年 6月18日 至 平成19年11月30日	0.2
第2特定期間	自 平成19年12月 1日 至 平成20年 5月31日	0.3
第3特定期間	自 平成20年 6月 1日 至 平成20年11月30日	0.3
第4特定期間	自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日	0.1
第5特定期間	自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日	0.1
第6特定期間	自 平成21年12月 1日 至 平成22年 5月31日	0.0
第7特定期間	自 平成22年 6月 1日 至 平成22年11月30日	0.0
第8特定期間	自 平成22年12月 1日 至 平成23年 5月31日	0.0
第9特定期間	自 平成23年 6月 1日 至 平成23年11月30日	0.0
第10特定期間	自 平成23年12月 1日 至 平成24年 5月31日	0.0
第11特定期間	自 平成24年 6月 1日 至 平成24年11月30日	0.0
第12特定期間	自 平成24年12月 1日 至 平成25年 5月31日	0.0
第13特定期間	自 平成25年 6月 1日 至 平成25年11月30日	0.0
	自 平成25年12月 1日 至 平成25年12月31日	0.0

<sup>(</sup>注)収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落)を基準とした、各特定期間末の基準価額(分配付)の上昇(または下落)率をいいます。

## (ご参考)その他の運用実績



# ■ 7日間平均年換算利回り・純資産の推移



※7日間平均年換算利回りは2007年6月24日より表示しています。

### ■ 主要な資産の状況 ※比率とは、当ファンドの純資産に対する比率です。

### ●資産構成

内訳	比率(%)
コマーシャル・ペーパー	88.4
(うち現先・レポ取引)	(82.1)
現金等	11.6
合計	100.0

※現金等には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

### ●主要な組入銘柄(評価額上位)

	種類	発行体名	比率(%)
1	コマーシャル・ペーパー	三菱UFJリース	3.5
2	コマーシャル・ペーパー	ユニーグループ・ホールディングス	1.4
3	コマーシャル・ペーパー	JXホールディングス	1.4
4	=	( <del></del>	==
5	100		575
6	-	# <del>=</del>	=
7	<del></del>	7.5	100
8	-	, <del>-</del>	
9	-	-	-
10	-		_

※発行体名は略称表記です。

#### 注記事項

- 当ファンドにはベンチマークはありません。
- 7日間平均年換算利回りは7日間の収益分配金(課税前)の平均を年率換算したものです。

### 上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

# (4)【設定及び解約の実績】

(4)【設定及び解剖の美領】					
	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)	
第1特定期間	自 平成19年 6月18日 至 平成19年11月30日	31,980,719,488	14,348,760,824	17,631,958,664	
第2特定期間	自 平成19年12月 1日 至 平成20年 5月31日	78,733,176,500	69,980,448,416	26,384,686,748	
第3特定期間	自 平成20年 6月 1日 至 平成20年11月30日	69,190,002,124	58,381,913,011	37,192,775,861	
第4特定期間	自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日	45,977,880,247	38,860,365,208	44,310,290,900	
第5特定期間	自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日	33,932,583,909	36,076,757,874	42,166,116,935	
第6特定期間	自 平成21年12月 1日 至 平成22年 5月31日	72,616,160,905	54,523,093,582	60,259,184,258	
第7特定期間	自 平成22年 6月 1日 至 平成22年11月30日	43,263,942,193	58,400,165,605	45,122,960,846	
第8特定期間	自 平成22年12月 1日 至 平成23年 5月31日	56,942,974,977	42,539,773,195	59,526,162,628	
第9特定期間	自 平成23年 6月 1日 至 平成23年11月30日	50,018,678,930	64,054,178,385	45,490,663,173	
第10特定期間	自 平成23年12月 1日 至 平成24年 5月31日	43,669,736,996	39,404,455,458	49,755,944,711	
第11特定期間	自 平成24年 6月 1日 至 平成24年11月30日	58,502,971,153	61,424,086,308	46,834,829,556	
第12特定期間	自 平成24年12月 1日 至 平成25年 5月31日	110,884,237,112	50,951,510,787	106,767,555,881	
第13特定期間	自 平成25年 6月 1日 至 平成25年11月30日	87,415,844,312	57,342,726,837	136,840,673,356	
	自 平成25年12月 1日 至 平成25年12月31日	24,418,778,683	17,571,587,349	143,687,864,690	

<sup>(</sup>注)第1特定期間の設定口数には当初設定時の設定口数を含んでおります。

# 第2【管理及び運営】

#### 1【申込(販売)手続等】

- ・ 取得の申込みは、申込期間において、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の取得申込みには制限を設ける場合があります。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、 取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの 受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の 増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、 当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追 加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするた め社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関 への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を 行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方 法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- (1) 申込単位

100万円以上1円単位(当初元本1口=1円)

(2) 申込手数料 かかりません。

(3) 申込価額

取得日の前日の基準価額とします。

取得日は、取得申込受付日の翌営業日とします。

ただし、当該基準価額が1口当たり1円を下回ったときには、当該取得の申込みに応じることはできません。この場合、当該取得の申込みは、取得申込みの受付日の翌営業日以降、最初に、追加信託に係る基準価額が1口当たり1円となった計算日の基準価額による取得の申込みとみなします。

(4) 払込期日

取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

### 2【換金(解約)手続等】

- ・ 申出日から起算して4営業日目を換金(解約)の申込受付日とします。 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、 換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消すことがあります。換金請 求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。 ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基 準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該基準価額の計算日の翌営業日の前日の基準価額と します。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

(1) 解約単位

EDINET提出書類 国際投信投資顧問株式会社(E12428) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1口単位(当初元本1口=1円)

(2) 解約価額

申込受付日の翌営業日の前日の基準価額

(3) 解約手数料

かかりません。

(4) 信託財産留保額

ありません。

(5) 解約代金

解約価額に、申込受付日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の収益分配金を含めた額とします。

(6) 支払日

原則として申出日から起算して5営業日目に、販売会社において、受益者に支払います。

受益者が自己の保有する受益権のすべてについて換金の申出を行った場合、申出日から申込受付日までに収益分配金の再投資により取得する受益権についても申出があったものとみなします。 また、金額指定による換金の申出の場合、当該金額によっては申出日から申込受付日までに収益分配金の再投資により取得する受益権についても申出があったものとみなす場合があります。

#### 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額は、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。(ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。)

\* 基準価額 = 純資産総額 ÷ 受益権総口数

ファンドの主な投資対象の評価方法

・公社債等

以下のいずれかの方法で評価します。

- (a) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)
- (b) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除きます。)
- (c)価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号:0120-759311(フリーダイヤル)

(受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ アドレス:http://www.kokusai-am.co.jp

### (2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成19年6月18日以降、無期限とします。

(4)【計算期間】

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

信託期間中の各1日とします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

### (5)【その他】

#### ファンドの償還条件等

- a. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b.委託会社は、一部解約により信託契約締結日から3年目を経過した日以降に受益権の総口数が30億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、信託の終了について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d.解約しようとする旨の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会 社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものと します
- e . 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由 を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。た だし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g.d.からf.までについては、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h . 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたが い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i . 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したと きは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- j.監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、1ヵ月を下らない一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた 受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託 会社と受託会社との間において存続します。
- k.受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または委託会社または受益者が裁判所に受託会社の解任を請求し裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託 約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- c.信託約款の変更内容が重大なものについて、変更しようとする旨およびその内容の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- d.1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2 分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、 a . から e . までの規定にしたがいます。

#### 反対者の買取請求権

信託契約の解約または変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた 受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求す ることができます。

### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

### 信託事務の委託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式 会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約 書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎(毎年5月および11月を基準とします。)および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を経由して知られたる受益者に交付します。なお、 当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

#### (1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は毎月1回、1ヵ月分(前月の最終営業日(この信託の契約締結日を含む月については契約締結日)から当月の最終営業日の前日までの期間に係る収益分配金の合計金額)をまとめて、最終営業日に収益分配金に対する税金を差引いた後で自動的に無手数料で再投資されます。

(注)再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金および信託終了時において受益者に支払うべき収益分配金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者に支払います。

EDINET提出書類

国際投信投資顧問株式会社(E12428)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

### (3) 換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金 (解約)請求する権利を有します。

解約金および信託の解約に係る受益権に帰属する収益分配金は、原則として申出日から起算して5営業日目に、販売会社において、受益者に支払います。収益分配金は、申出日から申込受付日の前日まで計上した再投資前の収益分配金を含みます。

なお、換金には制限があります。くわしくは「第2 管理及び運営 2換金(解約)手続等」を参照してください。

# (4) 帳簿書類閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

# 第3【ファンドの経理状況】

1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13特定期間(平成25年6月1日から平成25年11月30日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 1【財務諸表】

【フリー・ファイナンシャル・ファンド】

# (1)【貸借対照表】

-	単	<i>1</i> ₹7	円	,
(	#	177	IJ	

		(十四:11)
	第12特定期間末	第13特定期間末
	平成25年 5 月31日現在	平成25年11月30日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	774,660,645	858,185,118
コマーシャル・ペーパー	57,998,081,950	35,998,101,249
現先取引勘定	47,994,985,241	99,984,584,630
未収利息	131,917	494,460
流動資産合計	106,767,859,753	136,841,365,457
資産合計	106,767,859,753	136,841,365,457
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	234,888	547,362
未払受託者報酬	4,095	8,998
未払委託者報酬	55,577	127,466
その他未払費用	1,535	3,936
流動負債合計	296,095	687,762
負債合計	296,095	687,762
純資産の部		
元本等		
元本	106,767,555,881	136,840,673,356
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	7,777	4,339
元本等合計	106,767,563,658	136,840,677,695
純資産合計	106,767,563,658	136,840,677,695
負債純資産合計	106,767,859,753	136,841,365,457

### (2) 【損益及び剰余金計算書】

(2)【沢血及び利尔並引発自】		(単位:円)
	第12特定期間	第13特定期間
	自 平成24年12月 1 日 至 平成25年 5 月31日	自 平成25年 6 月 1 日 至 平成25年11月30日
営業収益		
受取利息	38,843,360	65,235,047
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	38,843,360	65,235,047
営業費用		
受託者報酬	528,258	883,889
委託者報酬	7,222,774	12,129,775
その他費用	195,692	356,222
営業費用合計	7,946,724	13,369,886
営業利益又は営業損失( )	30,896,636	51,865,161
経常利益又は経常損失( )	30,896,636	51,865,161
当期純利益又は当期純損失 ( )	30,896,636	51,865,161
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額( )	-	-
期首剰余金又は期首欠損金( )	628	7,777
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	30,889,487	51,868,599
期末剰余金又は期末欠損金( )	7,777	4,339

# (3)【注記表】

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第13特定期間 自 平成25年 6月 1日 至 平成25年11月30日		
1.運用資産の評	コマーシャル・ペーパー		
価基準及び評	原則として時価で評価しております。		
価方法	時価評価に当っては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。		
2.費用・収益の	有価証券売買等損益の計上基準		
計上基準	約定日基準で計上しております。		
3.その他	当ファンドは日々決算を行っておりますが、6ヵ月毎に財務諸表を作成しており		
	ます。財務諸表の作成期間は「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」		
	(平成5年大蔵省令第22号)により、平成25年 6月 1日から平成25年11月30日まで		
	となっております。		

# (貸借対照表に関する注記)

第12特定期間末 (平成25年 5月31日現在)			第13特定期間末 (平成25年11月30日現	在)	
1. 特定期間の末日における受益権の総数 106,767,555,881口		1.	特定期間の末日における受益 136	権の総数 ,840,673,356口	
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産 の額		2.	特定期間の末日における1単位 の額	立当たりの純資産	
	1口当たりの純資産額	1.0000円		1口当たりの純資産額	1.0000円
	(1万口当たりの純資産額	10,000円)		(1万口当たりの純資産額	10,000円)

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12特定期間 自 平成24年12月 1日 至 平成25年 5月31日	第13特定期間 自 平成25年 6月 1日 至 平成25年11月30日	
分配金の計算過程	分配金の計算過程	
原則として、運用収益(純資産総額の元本	原則として、運用収益(純資産総額の元本	
超過額)の全額を収益分配金に充当しており	超過額)の全額を収益分配金に充当しており	
ます。	ます。	
特定期間における分配対象金額30,897,264	特定期間における分配対象金額51,872,938	
円のうち、30,889,487円を分配金額としてお	円のうち、51,868,599円を分配金額としてお	
ります。	ります。	

### (金融商品に関する注記)

第12特定期間 自 平成24年12月 1日 至 平成25年 5月31日 第13特定期間 自 平成25年 6月 1日 至 平成25年11月30日

- 1.金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」(に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画)に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

(2)金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、 有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び 金銭債務であります。当ファンドが保有する 有価証券の詳細は「(その他の注記)2有価証 券関係」に記載しております。これらは、金 利変動リスクなどの市場リスク、信用リス ク、及び流動性リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「(2)金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。

#### 市場リスクの管理

市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを 把握・分析することにより、リスク管理を 行っております。

#### 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。

### 流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補 足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

- 1.金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針 同左

(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク

同左

(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左

市場リスクの管理

同左

信用リスクの管理

同左

流動性リスクの管理

同左

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補 足説明

同左

2.金融商品の時価等に関する事項

EDINET提出書類

国際投信投資顧問株式会社(E12428)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(1)貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてす べて時価評価されているため、貸借対照表計 上額と時価との差額はありません。

(2) 時価の算定方法

コマーシャル・ペーパー

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、 帳簿価額は時価と近似していることから、当 該帳簿価額を時価としております。 (1)貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左

(2) 時価の算定方法

コマーシャル・ペーパー 同左

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

# (関連当事者との取引に関する注記)

第12特定期間	第13特定期間
自 平成24年12月 1日	自 平成25年 6月 1日
至 平成25年 5月31日	至 平成25年11月30日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

### (重要な後発事象に関する注記)

第13特定期間 自 平成25年 6月 1日 至 平成25年11月30日

該当事項はありません。

# (その他の注記)

# 1元本の増減

第12特定期間末 (平成25年 5月31日現在)		第13特定期間末 (平成25年11月30日現在)	
期首元本額	46,834,829,556円	期首元本額	106,767,555,881円
期中追加設定元本額	110,884,237,112円	期中追加設定元本額	87,415,844,312円
期中一部解約元本額 50,951,510,787円		期中一部解約元本額	57,342,726,837円

# 2 有価証券関係

第12特定期間末 (平成25年 5月31日現在)		第13特定期間末 (平成25年11月30日現在)	
売買目的有価証券		売買目的有価証券	
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)		最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
コマーシャル・ペー パー	166,615	コマーシャル・ペー パー	94,228
合計	166,615	合計	94,228

# 3 デリバティブ取引関係

第12特定期間末	第13特定期間末
(平成25年 5月31日現在)	(平成25年11月30日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

# (4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成25年11月30日現在

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
コマーシャル・	東芝	1,000,000,000	999,926,109	
ペーパー	東芝	1,000,000,000	999,922,937	
	東芝	4,000,000,000	3,999,682,206	
	J.フロント リテイリング	2,000,000,000	1,999,903,180	
	JXホールディングス	5,000,000,000	4,999,941,766	
	J X ホールディングス	2,000,000,000	1,999,799,144	
	三井住友ファイナンス&リース	1,000,000,000	999,954,185	
	興銀リース	1,000,000,000	999,990,341	
	興銀リース	2,000,000,000	1,999,906,286	
	興銀リース	1,000,000,000	999,943,284	
	興銀リース	2,000,000,000	1,999,880,268	
	三菱UF Jニコス	3,000,000,000	2,999,970,081	
	三菱UFJリース	6,000,000,000	5,999,656,460	
	新日鐵住金	3,000,000,000	2,999,775,960	
	新日鐵住金	2,000,000,000	1,999,849,042	
٦	マーシャル・ペーパー 合計	36,000,000,000	35,998,101,249	
	合計		35,998,101,249	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

### 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

### (平成25年12月31日現在)

資産総額	143,688,570,270 円
負債総額	704,657 円
純資産総額( - )	143,687,865,613 円
発行済数量	143,687,864,690 🏻
1単位(1万口)当たり純資産額( / )	10,000 円

### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 1 投資信託受益証券の名義書換等 該当事項はありません。
- 受益者等名簿 該当事項はありません。
- 3 受益者等に対する特典 該当事項はありません。
- 4 内国投資信託受益証券の譲渡制限 該当事項はありません。
- (注)ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めた場合またはやむをえない事情があると判断した場合は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払 い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定 によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

### 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定さ

EDINET提出書類

国際投信投資顧問株式会社(E12428)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

れた受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

### 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

### 1【委託会社等の概況】

### (1) 資本金の額

平成25年12月末現在:26億8千万円 会社が発行する株式総数:50,000株

発行済株式総数:12,998株

過去5年間における資本金の額の増減:該当事項はありません。

### (2) 会社の機構

#### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常 務取締役各若干名を定めることができます。

また、取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

#### 投資運用の意思決定機構

投資環境検討会議にて経済環境や投資環境についての検討を行い、運用会議にてファンドの運用 方針を決定し、ファンドマネージャーは運用方針に基づき運用計画を作成し、売買に関する指図 を行います。

投資環境検討会議は、運用および調査関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則と して月1回開催され、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について分析し検討 を行います。

運用会議には株式運用会議、債券運用会議等があり、運用関連役職員で構成し、運用担当役員が 議長となり、原則として月1回開催され、ファンドの運用方針等を決定します。

ファンドマネージャーは運用会議にて運用方針が承認された後、運用計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。

上記のほか、運用部門から独立したリスク管理担当部署において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年12月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下の通りです。

種類		本数(本)	純資産総額(百万円)	
	株式投資信託	単位型	11	82,652
公募	体式投具语式	追加型	161	2,734,808
公 <del>秀</del> 	公社債投資信託	単位型	0	0
	公社俱权負信託	追加型	3	790,475
私募 証券投資信託		9	33,618	
合計		184	3,641,552	

#### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号) 並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号) により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」により作成しております。

- 2.財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表並びに第17期事業年度に係る中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査及び中間監査を受けております。

### (1)【貸借対照表】

		第15期 (平成24年 3 月31日現在)			6期 月31日現在)
区分	注記 番号	金額 (	千円)	金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
預金			645,924		1,113,625
有価証券			19,788,098		22,629,840
前払費用			68,093		70,206
未収委託者報酬			1,711,607		2,035,613
未収収益			323,851		291,256
繰延税金資産			310,314		312,646
その他			103,911		52,373
流動資産計			22,951,799		26,505,562
固定資産					
有形固定資産			598,542		545,163
建物	1	256,595		225,325	
器具備品	1	155,252		133,837	
土地		186,000		186,000	
リース資産	1	694		-	
無形固定資産			1,357,447		1,187,321
ソフトウェア		1,357,131		1,187,066	
その他		316		255	
投資その他の資産			62,559,102		62,969,324
投資有価証券		61,686,303		62,225,684	
従業員貸付金		10,675		7,075	
長期差入保証金		513,691		479,806	
繰延税金資産		267,493		94,324	
その他		151,739		233,233	
貸倒引当金		70,800		70,800	
固定資産計			64,515,092		64,701,809
資産合計			87,466,891		91,207,372

	訂正有価証券届出書(内国投資信 				
		第1 (平成24年 3)		第1 (平成25年 3 月	
区分	注記 金額(千		千円)	金額 (	千円)
(負債の部)					
流動負債					
リース債務			728		-
預り金			41,408		40,477
未払金			773,635		909,876
未払収益分配金		1,252		1,003	
未払償還金		66,827		64,231	
未払手数料		678,718		805,515	
その他未払金		26,836		39,126	
未払費用			527,731		667,583
未払法人税等			2,247,333		1,914,256
賞与引当金			365,763		421,019
役員賞与引当金			54,000		60,000
流動負債計			4,010,601		4,013,213
固定負債					
時効後支払損引当金			17,096		843
退職給付引当金			586,157		574,934
役員退職慰労引当金			258,300		177,090
固定負債計			861,554		752,868
負債合計			4,872,156		4,766,081
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			2,680,000		2,680,000
資本剰余金			670,000		670,000
資本準備金		670,000		670,000	
利益剰余金			79,031,005		82,474,853
その他利益剰余金		79,031,005		82,474,853	
繰越利益剰余金		79,031,005		82,474,853	
自己株式			48,261		50,310
株主資本合計			82,332,743		85,774,543
評価・換算差額等					
その他有価証券評 価差額金			261,991		666,747
評価・換算差額等合計			261,991		666,747
純資産合計			82,594,735		86,441,290
負債・純資産合計			87,466,891		91,207,372

### (2)【損益計算書】

		第15期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日		第1 自 平成24 <sup>4</sup> 至 平成25 <sup>3</sup>	年4月1日
区分	注記 番号	金額 (	千円)	金額(千円)	
営業収益					
委託者報酬			42,241,566		33,537,852
投資顧問料			758,202		681,182
営業収益計			42,999,769		34,219,035
営業費用					
支払手数料			17,339,069		13,214,038
広告宣伝費			421,174		314,806
公告費			1,040		3,580
調査費			4,260,668		3,704,187
調査費		688,508		662,474	
委託調査費		3,572,159		3,041,712	
委託計算費			389,943		393,719
営業雑経費			654,595		652,259
通信費		107,705		109,548	
印刷費		500,668		504,000	
協会費		36,089		30,411	
諸会費		3,849		3,881	
諸経費		6,283		4,418	
営業費用計			23,066,491		18,282,591
一般管理費					
給料			3,431,770		3,336,898
役員報酬		200,295		212,725	
給与・手当		2,878,932		2,823,001	
賞与		352,543		301,171	
賞与引当金繰入			365,763		421,019
役員賞与引当金繰入			54,000		60,000
福利厚生費			452,347		454,574
交際費			44,423		40,778
旅費交通費			187,899		184,540
租税公課			109,098		98,000

	訂正有価証券届出書(内国投資信				
		第1 自 平成23 <sup>2</sup>	5期 年 4 月 1 日		6期 年 4 月 1 日
		至 平成24			年 3 月31日
区分	注記 番号	金額(	千円)	金額 (	千円)
不動産賃借料			597,677		592,927
退職給付費用			234,629		234,100
役員退職慰労引当金 繰入			70,280		93,220
固定資産減価償却費			726,395		678,955
諸経費			1,376,509		1,581,071
一般管理費計			7,650,794		7,776,086
営業利益			12,282,483		8,160,357
営業外収益					
受取配当金			2,433		3,091
有価証券利息			535,366		476,953
受取利息			1,059		574
時効成立分配金・償 還金			934		7,728
その他			28,794		37,867
営業外収益計			568,587		526,215
営業外費用					
投資有価証券売却損	1		95,889		-
その他			23,280		12,430
営業外費用計			119,169		12,430
経常利益			12,731,901		8,674,143
特別利益					
投資有価証券売却益			11,814		-
特別利益計			11,814		-
特別損失					
投資有価証券売却損			5,519		-
投資有価証券評価減			8,986		18,250
固定資産除却損			19,828		9,200
特別損失計			34,334		27,450
税引前当期純利益			12,709,381		8,646,692
法人税、住民税 及び事業税			5,101,265		3,281,643
法人税等調整額			183,253		37,924
当期純利益			7,424,862		5,327,124

### (3)【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

		(単位:十円)
	第15期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第16期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
資本金		
当期首残高及び当期末残高	2,680,000	2,680,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高及び当期末残高	670,000	670,000
資本剰余金合計		
当期首残高及び当期末残高	670,000	670,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	101,609,762	79,031,005
当期変動額		
剰余金の配当	30,003,619	1,883,275
当期純利益	7,424,862	5,327,124
当期変動額合計	22,578,757	3,443,848
当期末残高	79,031,005	82,474,853
利益剰余金合計		
当期首残高	101,609,762	79,031,005
当期変動額		
剰余金の配当	30,003,619	1,883,275
当期純利益	7,424,862	5,327,124
当期変動額合計	22,578,757	3,443,848
当期末残高	79,031,005	82,474,853
自己株式		
当期首残高	45,329	48,261
当期変動額		
自己株式の取得	2,932	2,049
当期変動額合計	2,932	2,049
当期末残高	48,261	50,310

(単位:千円)

		(单位:十円)
	第15期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第16期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
————————————————————— 株主資本合計		
当期首残高	104,914,433	82,332,743
当期変動額		
剰余金の配当	30,003,619	1,883,275
当期純利益	7,424,862	5,327,124
自己株式の取得	2,932	2,049
当期変動額合計	22,581,689	3,441,799
当期末残高	82,332,743	85,774,543
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	226,349	261,991
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額) _	35,642	404,755
当期変動額合計	35,642	404,755
当期末残高	261,991	666,747
評価・換算差額等合計		
当期首残高	226,349	261,991
当期变動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額) _	35,642	404,755
当期変動額合計	35,642	404,755
当期末残高	261,991	666,747
純資産合計		
当期首残高	105,140,782	82,594,735
当期変動額		
剰余金の配当	30,003,619	1,883,275
当期純利益	7,424,862	5,327,124
自己株式の取得	2,932	2,049
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	35,642	404,755
当期変動額合計	22,546,047	3,846,555
当期末残高	82,594,735	86,441,290

### [注記事項]

#### (重要な会計方針)

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

8~50年

器具備品

3~15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- 3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上 しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

負債計上を中止した未払収益分配金及び未払償還金について過去の支払実績に基づき計上して おります。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券) 外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益 として処理しております。

### 5.消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

### (会計方針の変更)

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定 資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更によ る損益計算書等に与える影響は軽微であります。

### (未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

### (1)概要

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正(退職給付見込額の帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定式基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法の改正等)

### (2)適用予定日

平成26年4月1日以後に開始する事業年度の期首から適用予定

(3) 当該会計基準等の適用による影響

財務諸表作成時において財務諸表に与える影響は、現在評価中であります。

### (貸借対照表関係)

第15期 (平成24年 3 月3		第16 (平成25年 3)		
1 . 有形固定資産の減価値 りであります。	賞却累計額は次のとお	1 . 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。		
建物	524,237千円	建物	535,307千円	
器具備品	541,609千円	器具備品	542,022千円	
リース資産	3,471千円			

### (損益計算書関係)

第15期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日	第16期 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日
1. 当社が運用等を行う投資信託の受益権を解約したことによるものであります。	

(単位:株)

(単位:株)

### (株主資本等変動計算書関係)

. 第15期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位:株) 1.発行済株式の種類及び総数

	(			
	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	12,998	-	-	12,998

### 2. 自己株式の種類及び株式数

. 自己株式の種類及	(単位:株)			
	当事業年度期首	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
自己株式				
普通株式	9	0	-	10

(注)増加は端株の買取りによるものであります。

### 3.配当に関する事項

### (1)配当金の支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成23年6月27日 定時株主総会	普通 株式	30,003百万円	2,310,000円	平成23年3月31日	平成23年 6 月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成24年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

(決議)	株式の 種類	配当の 原 資	配当金の 総 額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年 6 月27日	普通	利益	1 002五下田	145 000	亚代24年2月24日	亚群24年6月20日
定時株主総会	株式	剰余金	1,883百万円	145,000円	平成24年 3 月31日	▎╫╨┸╅╇╘┦┸╘┇ ┆

. 第16期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

### 1.発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	12,998	ı	-	12,998

### 2. 自己株式の種類及び株式数

ロロバングで注ババ		( - 12 • 171)		
	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式	10	0	1	10

(注)増加は端株の買取りによるものであります。

### 3.配当に関する事項

### (1)配当金の支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通 株式	1,883百万円	145,000円	平成24年 3 月31日	平成24年 6 月28日

# (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの平成25年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

(決議)	株式の 種類	配当の 原 資	配当金の 総 額	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年 6 月25日	普通	利益	5,324百万円	410 000 W	平成25年3月31日	亚弗25年6月26日
定時株主総会	株式	剰余金	5,324日八几	410,000	平成25年 5 月31日	平成25年 6 月26日

### (リース取引関係)

第15期 (平成24年 3 月31日現在)			第16期 ∓ 3 月31日現在)	
借主側		借主側		
オペレーティング・リー	- ス取引	オペレーティング・!	ノース取引	
オペレーティング・	リース取引のうち解約不	オペレーティング	ブ・リース取引のうち解約不	
能のものに係る未経過	リース料	能のものに係る未経過リース料		
1年内	546,428千円	1年内	569,185千円	
1年超	933,561千円	1年超	472,256千円	
合計	1,479,989千円	合計	1,041,441千円	

#### (金融商品関係)

### 1.金融商品の状況に関する事項

### (1)金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は安全性の高い金融資産を中心に行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、銀行の信用リスクに晒されていますが数行に分散して預入れしており、リスクの軽減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、主として国内債券及び投資信託であります。有価証券及び投資有価証券は、価格変動リスク、金利リスク等の市場リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体等の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から当社に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少となっています。

### 2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:千円)

### 第15期(平成24年3月31日現在)

		( ' ' ' ' ' ' ' ' '	
	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)預金	645,924	645,924	-
(2)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	7,103,544	7,111,072	7,527
その他有価証券	74,240,027	74,240,027	-
(3)未収委託者報酬	1,711,607	1,711,607	-
資産計	83,701,103	83,708,631	7,527
(1)未払手数料	678,718	678,718	ı
(2)未払法人税等	2,247,333	2,247,333	1
負債計	2,926,052	2,926,052	-

### 第16期 (平成25年3月31日現在)

第16期(平成25年3月31日現在)			(単位:千円)
	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)預金	1,113,625	1,113,625	-
(2)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	84,724,694	84,724,694	-
(3)未収委託者報酬	2,035,613	2,035,613	-
資産計	87,873,934	87,873,934	-
(1)未払手数料	805,515	805,515	ı
(2)未払法人税等	1,914,256	1,914,256	-
負債計	2,719,772	2,719,772	-

### (注1)

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項 資産

### (1)預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっておりま す。

### (2)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格に よっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保 有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

### (3) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっておりま す。

### 負債

### (1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっておりま す。

### (2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (注2)

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	第15期 (平成24年 3 月31日現在)	第16期 (平成25年 3 月31日現在)
非上場株式(*1)	130,830	130,830

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

### (注3)

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第15期(平成24年3月31日現在)

(単位:千円)

<u> </u>			( 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
区分	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内
預金	645,924	-	-
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券			
(1)国債	-	-	-
(2)社債	3,200,000	-	-
(3) その他	3,900,000	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)			
(1)国債	1,500,000	27,700,000	10,200,000
(2)社債	8,909,200	8,100,000	-
(3) その他	2,202,000	6,850,000	-
未収委託者報酬	1,711,607	1	-
合計	22,068,731	42,650,000	10,200,000

### 第16期(平成25年3月31日現在)

(単位:千円)

区分	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内
預金	1,113,625	-	-
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)			
(1)国債	16,000,000	25,500,000	-
(2)社債	5,700,000	2,400,000	2,200,000
(3) その他	800,000	16,650,000	6,700,000
未収委託者報酬	2,035,613	ı	-
合計	25,649,239	44,550,000	8,900,000

### (有価証券関係)

. 第15期(平成24年3月31日)

### 1.満期保有目的の債券

(単位:千円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	社債	1,802,119	1,807,716	5,596
	その他	3,901,258	3,915,472	14,213
	小計	5,703,378	5,723,188	19,809
は無が伐供社の主	国債	-	-	-
│ 時価が貸借対照表 │ 計上額を超えないもの	社債	1,400,165	1,387,884	12,281
計上額を起んないもの	その他	-	-	-
	小計	1,400,165	1,387,884	12,281
合計		7,103,544	7,111,072	7,527

### 2. その他有価証券

(単位:千円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	(1)株式	45,973	20,927	25,045
	(2)債券			
貸借対照表計上	国債	32,119,229	32,032,316	86,912
額が取得原価を	社債	15,707,088	15,621,406	85,682
超えるもの	その他	9,281,508	9,216,014	65,494
	(3)その他	3,231,406	2,988,482	242,924
	小計	60,385,207	59,879,147	506,060
	(1)株式	9,614	9,614	-
	(2)債券			
貸借対照表計上	国債	7,742,191	7,743,808	1,617
額が取得原価を	社債	1,482,321	1,509,884	27,563
超えないもの	その他	1	-	-
	(3)その他	4,620,694	4,767,842	147,148
	小計	13,854,820	14,031,149	176,329
合計		74,240,027	73,910,296	329,730

- (注1)取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のある株式について 8,986千円減損処理を行っております。なお、事業年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落 した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があると認めら れるものを除き、減損処理を行うこととしております。
- (注2)非上場株式(貸借対照表計上額130,830千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券			
国債	17,147,914	11,814	5,519
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	2,629,438	13	95,889
合計	19,777,352	11,827	101,408

### . 第16期(平成25年3月31日)

1. その他有価証券 (単位:千円)

一 1 . 6 0 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1							
	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額			
	(1)株式	106,426	30,541	75,884			
	(2)債券						
貸借対照表計上	国債	41,841,292	41,728,505	112,786			
額が取得原価を	社債	7,668,879	7,642,169	26,709			
超えるもの	その他	17,917,006	17,861,809	55,196			
	(3) その他	6,254,812	5,588,927	665,884			
	小計	73,788,415	72,851,953	936,461			
	(1)株式	-	ı	1			
	(2)債券						
貸借対照表計上	国債	-	ı	-			
額が取得原価を	社債	2,789,789	2,790,586	797			
超えないもの	その他	6,418,718	6,425,967	7,249			
	(3)その他	1,727,772	1,788,790	61,018			
	小計	10,936,279	11,005,343	69,064			
合計		84,724,694	83,857,296	867,397			

- (注1)取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のあるものについて 18,250千円減損処理を行っております。なお、事業年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落 した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があると認めら れるものを除き、減損処理を行うこととしております。
- (注2)非上場株式(貸借対照表計上額130,830千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位:千円)

— —————種類 —————————————————————————————	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券			
国債	-	-	-
社債	-	-	•
その他	-	-	-
(3) その他	304,550	2,615	-
合計	304,550	2,615	-

### (デリバティブ取引関係)

第15期	第16期		
(平成24年3月31日現在)	(平成25年 3 月31日現在)		
該当事項はありません。	該当事項はありません。		

### (税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1 ,	第15期	第16期
	(平成24年3月31日現在)	(平成25年3月31日現在)
繰延税金資産		
投資有価証券評価減	261,929千円	268,434千円
ゴルフ会員権評価減	59,835	50,925
賞与引当金	139,026	160,029
退職給付引当金	187,822	154,392
役員退職慰労引当金	92,058	63,114
時効後支払損引当金	6,093	300
事業税及び事業所税	160,347	138,818
減損損失	306,912	305,697
その他	85,655	116,724
繰延税金資産小計	1,299,681	1,258,438
評価性引当額	653,911	650,291
繰延税金資産合計	645,769	608,146
		_
未収配当金	223	525
その他有価証券評価差額金 _	67,739	200,650
繰延税金負債合計	67,962	201,175
差引:繰延税金資産の純額 	577,807	406,971

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

### (退職給付関係)

### 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

### 2. 退職給付債務に関する事項

	第15期 (平成24年 3 月31日現在)	第16期 (平成25年 3 月31日現在)
(1) 退職給付債務	2,112,696千円	2,493,252千円
(2) 年金資産	1,396,989	1,738,225
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)	715,706	755,026
(4) 未認識数理計算上の差異	188,709	321,826
(5) 貸借対照表額純額(3)+(4)	526,997	433,200
(6) 前払年金費用	59,159	141,733
(7) 退職給付引当金(5)-(6)	586,157	574,934

### 3.退職給付費用に関する事項

		自至	第15期 平成23年 4 月 1 日 平成24年 3 月31日	自至	第16期 平成24年 4 月 1 日 平成25年 3 月31日			
(1) 勤務費用			163,634千円		161,881千円			
(2) 利息費用			35,426		38,028			
(3) 期待運用収	益		20,760		25,145			
(4) 数理計算上	の差異の費用処理額		22,825		25,203			
(5) その他 (注	)		33,503		34,132			
(6) 退職給付費	用(1)+(2)+(3)+(4)+(5)		234,629		234,100			

<sup>(</sup>注)確定拠出年金への掛金拠出額であります。

### 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	第15期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日	第16期 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日
(1) 退職給付見込額の期間 配分方法	期間定額基準	同左
(2) 割引率	1.8%	0.69%
(3) 期待運用収益率	1.8%	1.8%
(4) 数理計算上の差異の	10年(各事業年度の発生時の従業員	
処理年数	の平均残存勤務期間以内の一定の	
	年数による定額法により、発生し	同左
	た事業年度の翌期から費用処理す	
	ることとしております。)	

### (セグメント情報等)

### 第15期

自 平成23年4月1日

至 平成24年 3 月31日

### セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 関連情報

1.製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

- 2.地域ごとの情報
  - (1) 営業収益

当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90% を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

### 第16期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日

### セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 関連情報

1.製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

- 2.地域ごとの情報
  - (1) 営業収益

当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90% を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

### (関連当事者情報)

- . 第15期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
  - 1.関連当事者との取引
    - (1)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ス タンレー 証券株式会社	東京都千代田区	405 億円	金融商品取引業	なし	当社投資信託 の募集の取扱 及び投資信託 に係る事務代 行の委託等 役員の兼任	投資信託 資信る 務代料の 払 (注1)	3,217,788 千円	未払 手数料	162,450 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (注2)上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めており ます。
  - 2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引 所、及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UF J 証券ホールディングス株式会社(非上場)

- . 第16期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
  - 1.関連当事者との取引
    - (1)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

	( · ) #338# PARE A FE 13 - PARE 3									
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末 残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ス タンレー 証券株式会社	東京都千代田区	405 億円	金融商品取引業	なし	当社投資信託 の募集の取信 及びほる事務 行の委託等 役員の兼任	投資信託 事 を 務 料 の 払 (注1)	2,483,692 千円	未払 手数料	236,330 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (注2)上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
  - 2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引 所、及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UF J 証券ホールディングス株式会社(非上場)

### (1株当たり情報)

国際投信投資顧問株式会社(E12428)

第15期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日	第16期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	
1株当たり純資産額 6,359,257円46銭	1株当たり純資産額 6,655,586円29銭	
1 株当たり当期純利益 571,651円62銭	1 株当たり当期純利益 410,159円30銭	
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益につ	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益につ	
いては、潜在株式が存在しないため記載しており	いては、潜在株式が存在しないため記載しており	
ません。	ません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎	1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益 7,424,862千円	損益計算書上の当期純利益 5,327,124千円	
普通株式に係る当期純利益 7,424,862千円	普通株式に係る当期純利益 5,327,124千円	
普通株主に帰属しない金額の主な内訳	普通株主に帰属しない金額の主な内訳	
- 千円	- 千円	
普通株式の期中平均株式数 12,988株	普通株式の期中平均株式数 12,987株	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株	希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株	
当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株	当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株	
式の概要	式の概要	
該当事項はありません。	該当事項はありません。	

<u>次へ</u>

### 中間財務諸表

## (1)中間貸借対照表

			会計期間末 月30日現在)
区分	注記 番号	金額(	千円)
(資産の部)			
   流動資産			
   預金			3,873,630
   有価証券			20,564,536
前払費用			66,347
未収委託者報酬			2,687,446
   繰延税金資産			304,790
未収収益			292,935
その他			16,087
流動資産合計			27,805,774
固定資産			
有形固定資産			576,669
建物	1	221,088	
器具備品	1	169,581	
土地		186,000	
無形固定資産			1,131,652
投資その他の資産			59,738,553
投資有価証券		58,824,688	
従業員貸付金		5,275	
長期差入保証金		480,570	
繰延税金資産		229,213	
その他		269,606	
貸倒引当金		70,800	
固定資産合計			61,446,875
資産合計			89,252,649

·			訂正有価証券届出書
		第17期中間会計期間末 (平成25年 9 月30日現在)	
区分  注 番	記号	金額(千円)	
(負債の部)			
流動負債			
預り金			38,723
未払金			1,299,523
未払収益分配金		1,041	
未払償還金		61,457	
未払手数料 その他未払金		1,049,879 187,145	
未払費用		107,140	890,584
未払法人税等			1,812,044
賞与引当金			395,329
日			27,500
流動負債合計			4,463,706
固定負債			4,400,700
時効後支払損引当金			262
   退職給付引当金			602,473
   役員退職慰労引当金			176,460
固定負債合計			779,195
負債合計			5,242,902
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			2,680,000
資本剰余金			670,000
資本準備金		670,000	
利益剰余金			80,488,981
その他利益剰余金 繰越利益剰余金		80,488,981 80,488,981	
自己株式		,, <del></del> ,	50,310
   株主資本合計			83,788,670
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			221,076
評価・換算差額等合計			221,076
純資産合計			84,009,747
負債・純資産合計			89,252,649

### (2)中間損益計算書

(2) 竹间景画町井自		第17期中間 自 平成25 至 平成25	引会計期間 年 4 月 1 日 年 9 月30日
区分	注記 番号		千円)
営業収益			
委託者報酬			18,666,667
投資顧問料			433,843
営業収益計			19,100,510
営業費用・一般管理費			
営業費用			10,609,865
支払手数料		7,415,927	
その他営業費用		3,193,938	
一般管理費	1		3,845,189
営業費用・一般管理費計			14,455,055
営業利益			4,645,455
営業外収益			
受取利息及び配当金		185,038	
時効成立分配金・償還金		2,976	
その他		33,543	
営業外収益計			221,558
営業外費用			
その他		1,269	
営業外費用計			1,269
経常利益			4,865,744
特別利益			
投資有価証券償還益		226,404	
特別利益計			226,404
税引前中間純利益			5,092,148
法人税、住民税及び事業税			1,728,309
法人税等調整額			24,721
中間純利益			3,339,117

### (3)中間株主資本等変動計算書

0) 中间怀上县本守交勤时并自	(単位:千円)
	第17期中間会計期間
	自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日
	至 17225年 971300日
↑工員中 資本金	
9年3年 当期首残高及び当中間期末残高	2,680,000
資本剰余金	
資本準備金	670,000
当期首残高及び当中間期末残高	670,000
資本剰余金合計	070,000
当期首残高及び当中間期末残高	670,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	82,474,853
当中間期変動額	
剰余金の配当	5,324,989
中間純利益	3,339,117
当中間期変動額合計	1,985,872
当中間期末残高	80,488,981
利益剰余金合計	
当期首残高	82,474,853
当中間期変動額	
剰余金の配当	5,324,989
中間純利益	3,339,117
当中間期変動額合計	1,985,872
当中間期末残高	80,488,981
自己株式	
当期首残高及び当中間期末残高	50,310
株主資本合計	
当期首残高	85,774,543
当中間期変動額	, , , , , ,
剰余金の配当	5,324,989
中間純利益	3,339,117
当中間期変動額合計	1,985,872
当中間期末残高	83,788,670

	第17期中間会計期間 自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	666,747
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	445,671
当中間期変動額合計	445,671
当中間期末残高	221,076
評価・換算差額等合計	
当期首残高	666,747
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	445,671
当中間期変動額合計	445,671
当中間期末残高	221,076
純資産合計	
当期首残高	86,441,290
当中間期変動額	
剰余金の配当	5,324,989
中間純利益	3,339,117
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	445,671
当中間期変動額合計	2,431,543
当中間期末残高	84,009,747

### [注記事項]

#### (重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

#### その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

#### 2.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数 とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念 債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、当中間会計期間に負担すべき支給見込額を 計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払に備えるため、当中間会計期間に負担すべき支給見込額を計 上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末における要支給額を計 上しております。

(6) 時効後支払損引当金

負債計上を中止した未払収益分配金、未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。

4.外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損 益として処理しております。

### 5.消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

### (中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末(平成25年9月30日現在)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

建物 548,866千円 器具備品 570,978千円 1,119,845千円 計

### (中間損益計算書関係)

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 当中間会計期間の減価償却実施額は以下のとおりであります。

有形固定資産 42,515千円 無形固定資産 253,514千円 296,029千円 計

### (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	及び総数			(単位:株)
	当事業年度期首	当中間会計期間	当中間会計期間	当中間会計期末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
発行済株式				
普通株式	12,998	-	-	12,998

### 2. 自己株式の種類及び株式数

自己株式の種類及	び株式数			(単位:株)
	当事業年度期首	当中間会計期間	当中間会計期間	当中間会計期末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
自己株式				
普通株式	10	-	-	10

### 3.配当に関する事項

配当金の支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総 額	1 株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通 株式	5,324百万円	410,000円	平成25年3月31日	平成25年 6 月26日

### (リース取引関係)

当中間会計期間末(平成25年9月30日現在)

### 借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内568,038千円1年超188,810千円合計756,848千円

### (金融商品関係)

当中間会計期間末(平成25年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注2)参照)

(単位:千円)

			<u> </u>
	中間貸借対照表 計上額	時価	   差額 
(1)預金	3,873,630	3,873,630	-
(2)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	79,258,394	79,258,394	-
(3)未収委託者報酬	2,687,446	2,687,446	-
資産計	85,819,471	85,819,471	-
(1)未払手数料	1,049,879	1,049,879	-
(2)未払法人税等	1,812,044	1,812,044	-
負債計	2,861,924	2,861,924	-

### (注1)

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

### 資産

### (1)預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (2)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

#### (3) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### 負債

### (1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (注2)

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	130,830

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

### (有価証券関係)

当中間会計期間末(平成25年9月30日現在)

その他有価証券 (単位:千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	(1) 株式	143,063	30,541	112,522
	(2)債券			
中間貸借対照表	国債	27,966,507	27,903,710	62,796
計上額が取得原	社債	5,029,330	5,018,964	10,365
価を超えるもの	その他	11,345,110	11,316,990	28,119
	(3)その他	4,609,713	4,277,379	332,334
	小計	49,093,724	48,547,587	546,137
	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
中間貸借対照表	国債	9,653,412	9,654,644	1,232
計上額が取得原	社債	2,272,923	2,276,577	3,654
価を超えないもの	その他	15,115,626	15,136,641	21,015
	(3)その他	3,122,709	3,372,970	250,261
	小計	30,164,670	30,440,834	276,164
合計		79,258,394	78,988,421	269,972

- (注1)取得原価は減損処理後の金額で記載しております。なお、中間会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。
- (注2) 非上場株式(中間貸借対照表計上額130,830千円)については、市場価格がなく、時価を 把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含 めておりません。

### (デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末(平成25年9月30日現在)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

### (セグメント情報等)

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 関連情報

1.製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

- 2.地域ごとの情報
- (1) 営業収益

当社は、本邦における営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90% を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

### (1株当たり情報)

### 当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1株当たり純資産額

6,468,368円51銭

1 株当たり中間純利益

257,096円86銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、潜在株式が存在しないため、記載 しておりません。

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益(千円)

3,339,117

普通株主に帰属しない金額(千円)

普通株式に係る中間純利益(千円) 3,339,117

普通株式の期中平均株式数(株)

12,987

### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が 禁止されています。

- (1) その行う投資運用業に関して、自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) その行う投資運用業に関して、運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれ がないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと
- (5) 前記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

### 5【その他】

- (1) 定款の変更 委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項 該当事項はありません。

### 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

### (1) 受託会社

名称	資本金の額(百万円) 平成25年3月末現在	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法。以下同じ。)に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>(平成25年3月末現在)

名称:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金 : 10,000百万円

事業の内容 :銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいま

す。

### (2) 販売会社

名称	資本金の額(百万円) 平成25年3月末現在	事業の内容
静銀ティーエム証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商
三菱UFJモルガン・スタンレー	40,500	品取引業を営んでいます。
証券株式会社		
水戸証券株式会社	12,272	
セントラル短資株式会社	5,000	主としてコール資金の貸付、またはそ
ピンドブル短貝林式去社		の貸借の媒介を業としています。

### 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

### (2) 販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

### 3【資本関係】

- (1) 委託会社が保有する関係法人の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。 該当事項はありません。
- (2) 関係法人が保有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。

受託会社

該当事項はありません。

販売会社

該当事項はありません。

EDINET提出書類 国際投信投資顧問株式会社(E12428) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

### 独立監査人の監査報告書

平成26年1月21日

### 国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフリー・ファイナンシャル・ファンドの平成25年6月1日から平成25年11月30日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フリー・ファイナンシャル・ファンドの平成25年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ

### 独立監査人の監査報告書

平成25年6月25日

### 国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する 意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

次へ

### 独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月12日

### 国際投信投資顧問株式会社

取締役会御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

EDINET提出書類 国際投信投資顧問株式会社(E12428) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。